

令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」 企画提案募集要領

1 目的

この要領は、令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」業務委託を効果的かつ適切に実施するため同事業を公募するにあたって必要な事項を定めるものとする。

2 件名

令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」

3 募集の趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費低迷の影響を受け、加工業者や漁協等で冷凍保管されているモズクの過剰在庫の解消を図るため、モズクの消費促進活動の拡充や、テレビやSNS等での情報発信など、全国規模のモズク消費拡大活動を実施する。

4 委託事業内容

(1) 業務名

令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」

委託契約期間

契約締結の日から令和6年2月29日

(2) 委託業務内容

企画提案仕様書を参照すること

(3) 予算額

プロモーションイベント活動等に係る経費 54,396,000円以内（消費税込み）

試食品開発等に係る経費 5,842,000円以内（消費税込み）

※ 企画提案公募のために提示した金額であり、契約金額ではない。

5 応募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

(1) 参加資格及び業務実績等に関する要件

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

② 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店または支店を設置している法人であること。共同企業体で本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店または支店を有する法人が必ず1社以上参加していること。

③ 沖縄県水産業に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における

受託実績を有している法人・共同企業体であること。

- ④ 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、共同企業体にあたっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

(2) 欠格要件

- ① 指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4条1項の規定に該当しない者又は共同企業体であること。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- ③ 開札の日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
④ 開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく構成または再生手続きの申立がなされた者でないこと。
⑤ 宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件について満たすこと。

6 スケジュール

令和6年1月5日 企画提案参加申込締切
令和6年1月5日 企画提案書提出締切
令和6年1月10日 審査（書類及びプレゼンテーション）
令和6年1月11日 選定結果通知
令和6年1月11日 契約締結

(1) 企画提案参加申込

- ① 申込期間：令和5年12月25日（月）～令和6年1月5日（金）17時必着
② 提出書類（各1部）
ア 企画提案参加申込書 【様式1】
イ 同種（類似）業務実績調書 【様式2】
ウ 会社の定款、直近1年の決算書及び業務実績を証する書類 【様式は任意】
エ 共同企業体資格審査申請書 【様式A2】（共同企業体の場合のみ）
③ 提出方法：持参又は郵送
* 郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。
④ 提出先：〒900-0016 沖縄県那覇市前島3丁目25番地39号
沖縄県水産会館1階 指導漁政課

(2) 企画提案書等提出

① 提出期限：令和6年1月5日（金）17時必着

② 提出書類（各7部：正本1部、副本6部）

ア 企画提案応募申請書 【様式3】

イ 企画提案書 【様式は任意】

ウ 経費見積書 【様式は任意】

エ 業務実施体制調書 【様式4】

オ プレゼンテーション配布資料

※ 各提出書類（オを除く）はA4たて（日本工業規格）とし、片面印刷とすること。

③ 提出方法

アからエまではセットにしてホチキス等で綴り、カは別綴りとし、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとする。

④ 提出先：〒900-0016 沖縄県那覇市前島3丁目25番地39号
沖縄県水産会館1階 指導漁政課

(3) 企画提案書等作成時の留意事項

① 企画提案書等提出資料については、企画提案仕様書及び各様式に留意し作成すること。

② 経費見積書については、企画提案仕様書「4.業務内容」に挙げた主な業務の内訳や各費目の単価が分かるように作成すること。

(4) 審査：令和6年1月10日予定

① 書類審査

企画提案事業者からの応募が6社以上の場合は、沖縄県漁業協同組合連合会において一次審査（書類審査）を行い、上位5社を選定する。また、応募が6社未満であれば一次審査を実施しないで、参加資格要件の適合を確認した上で、全てを審査する。選定された業者に対しては、プレゼンテーションの日程を電話等で通知し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを電話で通知する。

② 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 会場：沖縄県那覇市前島3丁目25番39号
沖縄県水産会館 4階 中研修室

（新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、WEB会議形式を採用又は併用する可能性があります）

イ 審査方法

企画提案審査会において、提案内容や経費等について審査を行い、最も優れた提案者を上位として委託契約候補者の順位を決定する。

※ 提出した企画提案書又はプレゼンテーション配布資料等に基づき説明すること。

※ 会場への入場者は3名以内とし、各々30分間（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）でプレゼンテーションを行う。

③ 審査基準

ア 基本認識

沖縄県 MOZUKU 養殖業の現状や課題等の基本的認識を有しているか。

イ 企画提案書の内容

(ア) 事業目的の理解度

本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。

(イ) 提案内容の優良性

提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。

(ウ) 事業実施計画の妥当性

実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

ウ 業務遂行体制・業務実績の評価

(ア) 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

(イ) 類似業務等実務実績は十分か。

(5) 選定結果通知：令和5年1月11日予定

企画提案審査の結果については二次審査を行った全ての業者に文書等で通知する。

なお、採否についての意義申し立て等は受け付けない。

7 その他留意事項

- (1) 提出書類にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (3) 委託契約については、企画提案審査で最高順位の候補者と契約締結に向けて協議を行うが、当該候補者との協議が行われなかったときは、改めて次点の候補者と協議を行うこととする。
- (4) 事業の実施にあたっては、沖縄県漁業協同組合連合会と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではありません。
- (5) 企画提案書等の作成、提出、ヒヤリング等への出席に要する経費やプレゼンテーションに参加する経費等については応募者の負担とし、提出書類等は返却致しません。
- (6) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表致しません。
- (7) 1事業者（共同企業体）につき、企画提案は1件とする。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - ① 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ④ 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

- ⑤ 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
 - ⑥ 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
 - ⑦ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をする時又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
 - ⑧ 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結する時。
 - ⑨ 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
 - ⑩ 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
 - ⑪ 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められる時。
 - ⑫ 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
 - ⑬ 緊急の必要により競争入札に付することができない時において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれが無い時。
- (9) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県漁業協同組合連合会と協議すること。

8 お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3丁目25番39号（沖縄県水産会館1階）

沖縄県漁業協同組合連合会 担当：神村、赤嶺

電話番号：098-860-2600

FAX：098-860-2601

Eメール：m-akamine@ongyoren.jf-net.ne.jp